

日本司法支援センター（法テラス） 丸島俊介理事長 発言項目

0 司法制度改革・総合法律支援法・法テラスの設立

1 法テラスの事業と今日までの活動について

1-1 法テラスの20年

1-2 現在までの到達点

- ① 情報提供
- ② 民事法律扶助
- ③ 刑事事件の増加と国選弁護事件の増加への対応
- ④ 犯罪被害者支援
- ⑤ 司法過疎地ほか地方・大都市などそれぞれの地域でのスタッフ弁護士の活動
- ⑥ 受託業務

1-3 果たしてきた役割

- ① 困難を抱えた一人ひとりの支援、包括的な支援と一体となった法的支援
- ② 社会的な役割・社会の利益

2 現下の課題と持続可能な総合法律支援制度の充実・強化を目指して

2-1 現下の課題

- ① 有為の人材確保
- ② 様々な問題を抱える人々に向き合い、法的支援と社会支援を繋ぐ包括的な支援を提供するべく、地域の関係機関等の連携の構築はこれからの時代に益々重要な課題
- ③ デジタル化の推進により利用者の利便性の向上と事務の簡素化・効率化を図る
- ④ これらを支えるためには安定した財政基盤の確立が不可欠
- ⑤ これらの業務基盤の上に、今後、新たな社会課題を含む社会の要請に対してどのようにして適切な法的支援を提供していくのか

2-2 持続可能な総合法律支援制度を目指して

～法テラスが目指す10年後のビジョン

3 「有識者検討会」のテーマと法テラス

3-1 地域社会の課題と法テラスの取組

- ① 地域における社会課題と司法インフラの機能強化・司法ソーシャルワークの今後の在り方
- ② 人口減少、少子高齢化、弁護士偏在、複雑困難な案件の増加等
- ③ 情報提供業務の在り方
- ④ 関係機関連携・地域連携の在り方

3-2 民事法律扶助その他の支援制度の在り方について

- ① 民事法律扶助の現下の課題への対応
- ② 多様なニーズ(外国人・犯罪被害者・被災者等)に応えるために
- ③ 業務の拡大・多様化と利用者の負担の課題
- ④ 関連して情報提供・法教育等の活動の在り方
- ⑤ 法テラスの問題意識と課題

3-3 持続可能な総合法律支援の体制の整備・充実

- ① 担い手の人材確保 一般職員、スタッフ弁護士、契約弁護士等
- ② 業務の効率化とデジタル・AIの活用と課題
- ③ 安定した財政基盤の確立

以上

【司法制度改革】

- ・ 90年代以降の社会経済・政治行政等の一連の諸々の改革
- ・ 「法の支配」の理念の下に結び合わせる「最後のかなめ」としての司法制度改革

【司法の規模・機能の拡大と充実強化】

- ・ 政治部門と並び、社会の公共性を支える柱としての司法部門の充実・強化の必要

【司法の国民的基盤の確立】

- ・ 司法が広く国民生活に根を下ろし、国民的基盤を確立することの重要性

【総合法律支援法制定と法テラス設立】

- ・ 総合法律支援法の制定とその中核となる「法テラス」の設立
- ・ 国民の司法（正義）へのアクセスの拡充と司法の国民的基盤の形成に寄与する役割

【総合法律支援法（法2条～14条）】

〈基本理念等〉

○基本理念

あまねく全国で「法情報」と「弁護士等のサービス」の提供が受けられる社会の実現

○情報提供事業

法制度や弁護士等の活動に関する情報等の提供態勢の充実強化

○民事法律扶助事業

「資力の乏しい者」や「その他法的サービスを求めることが困難な者」の
民事裁判手続等の利用を容易にする公共性の高い事業の整備・発展

○国選弁護人の選任等の態勢の確保

○被害者等の援助等

犯罪により重い被害を受けた者等の援助制度を十分に利用できる態勢の充実

○連携の確保強化

国・地方公共団体・弁護士会等・関係団体・関係者間の連携の確保・強化

○職務の特性への配慮 弁護士等の職務の特性に常に配慮

○法テラスの目的 総合法律支援に関する事業を迅速・適切に行う。

〈国・関係機関等の責務〉

★国の責務・法制上の措置等

- ・ 総合法律支援の実施と体制整備に関する施策の総合的策定と実施する責務
- ・ 政府は、必要な法制上・財政上の措置その他の措置を講ずる。

★地方公共団体の責務

- ・ 総合法律支援の実施と体制整備に関し国と適切に役割を分担し必要な措置

★弁護士・弁護士会等の責務

- ・ 総合法律支援の意義とその使命・職責に鑑み、総合法律支援の実施と体制整備のため必要な支援・協力

○法テラス設立からの当初10年

- ・ 新しい被疑者国選弁護制度や裁判員制度がスタート
- ・ リーマンショックや東日本大震災などによる社会の大きな困難
- ・ 法テラスの利用件数は大きく増加、予算も200億円台から300億円台へ、以来同規模
- ・ アウトリーチと地域連携による司法ソーシャルワークの取組
地域自治体や福祉関係機関等と連携・協働した支援の活動
司法アクセスのあるべき姿を示すものとして高い評価
法テラスの事業発展の重要な宝となる。

○この10年

- ・ 相次ぐ法改正や政府の施策により、困難を抱える幅広い人々の権利擁護と生活の再生を図るために、地域社会の連携を広げて、社会の要請に応える多様な支援を提供
- ① 大規模災害の被災者支援（平成28年熊本地震～令和7年奥能登豪雨）
 - ② 認知機能の十分でない高齢者・障がい者等の支援（平成30年～）
 - ③ DV・ストーカー・児童虐待の被害者の支援（平成30年～）
 - ④ 被疑者段階の国選弁護の対象の拡大（平成30年～）。近時は、社会復帰・再犯防止を目指す矯正施設出所者等の更生支援
 - ⑤ コロナ禍以降に実施された電話等相談援助（令和2年～）
 - ⑥ 外国人在留支援センターに国際室を設置して在留外国人支援業務の開始（令和2年～）
 - ⑦ WEB会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービス（令和3年～）
 - ⑧ 靈感商法等対応ダイヤル設置、旧統一教会問題の被害者支援（令和4年～）
 - ⑨ 法律相談WEB予約サービスの全国実施（令和5年～）
 - ⑩ 民事法律扶助のひとり親家庭支援（令和6年～）
 - ⑪ ワンストップ相談会の全国展開（靈感商法等の被害、犯罪被害、ひとり親家庭、闇バイトその他、生活環境に恵まれず孤独・孤立の中に陥りがちな若者や女性）（令和6年～7年）
 - ⑫ 被災者支援・こども支援等のためのクラウドファンディング実施（令和6年～7年）
 - ⑬ 東京都と連携した歌舞伎町での若者支援の取組（令和7年～）
 - ⑭ 犯罪被害者等の支援の新たな制度（令和8年～）